

# スタートアップによる未利用熱活用促進事業

## 実施事業者募集要項

未利用熱の活用に関する新たなアイデアや技術を有するスタートアップに実証の場を提供し、データセンター等事業者との協業を図るため、データセンター等事業者とスタートアップの協業プロジェクト創出に向けた支援を行う実施事業者（コーディネーター）を募集します。

### 募集の概要（詳細は次ページ以降を参照）

#### 1. 事業の目的

建物が密集する都内は人工排熱が多く、ヒートアイランド現象の要因の一つにもなっています。また、近年、データセンターの設置が拡大しており、24時間365日サーバー等のICT機器が稼働することに伴う排熱など、新たな排熱増の懸念が高まっています。

そこで、未利用熱の活用に関する新たなアイデア、技術等を有するスタートアップに対して実証の場を提供し、データセンター等事業者との協業を図ることにより、未利用熱の有効活用に資する技術及び製品等の信頼性向上を図り、社会実装につなげていくことを目的として本事業を実施します。

#### 2. 事業の概要

本事業では、事業の中心となる実施事業者（コーディネーター）を公募・選定し、未利用熱に関するアイデアや技術を持つスタートアップと、現場を持つデータセンター等の事業者をマッチングし、社会実装に向けた協業のサポートを行います。

#### 3. 募集の内容

応募受付期間：令和8年2月19日（木曜日）～令和8年3月13日（金曜日）正午

審査委員会：令和8年3月下旬

#### 4. 審査方法

実施事業者は、提出書類の事前審査及び審査会におけるプレゼンテーション審査（審査項目に基づく審査）の結果により決定します。

#### 5. 協定の締結（協定金の支払い）

実施事業者は、東京都と本事業の実施に係る協定を締結し、協定に基づき、東京都から協定金として最大8,000万円（基準額上限6,800万円、成果報酬額上限1,200万円）を支払います。

#### 6. お問合せ先・応募書類提出先

東京都環境局 気候変動対策部 計画課

メールアドレス：[S0213301@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0213301@section.metro.tokyo.jp)

## 1. 事業目的

東京都内では、建物の密集により人工排熱が多く、ヒートアイランド現象の一因となっています。さらに近年、データセンターの設置が拡大しており、24時間365日サーバー等のICT機器が稼働することに伴う排熱増加への懸念が高まっています。こうした人工排熱等の未利用熱は、利用範囲が限られ、それに対応する熱需要を確保しなければ活用できないため、地域冷暖房事業等活用が限定期です。

そこで東京都（以下「都」という。）は、未利用熱の活用に関する新たなアイデア、技術等を有するスタートアップに対して実証の場を提供し、データセンター等事業者との協業を図ることにより、未利用熱の有効活用に資する技術・製品等の信頼性の向上を図り、社会実装につなげていくことを目的として本事業を実施します。

## 2. 事業概要等

### （1）事業概要

- ・ 都は、事業の中心となる実施事業者（本事業においてコーディネーターとなる者。以下「実施事業者」という。）1者を公募し、選定後に協定を締結します。
- ・ 採択に当たっては、外部有識者を含む選定委員会により審査を行います。
- ・ 実施事業者が、未利用熱に関するアイデアや技術を有するスタートアップ（原則2社。以下「スタートアップ」という。）と、現場を持つデータセンター等事業者（原則2社。以下「DC等事業者」という。）をマッチングし、社会実装に向けた協業の支援を行います。
- ・ 協定金の算定に当たっては、外部有識者を含むKPI評価委員会により達成状況等の評価を行います。

### （2）事業実施期間

都と実施事業者の協定期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとします。

### （3）事業スキーム

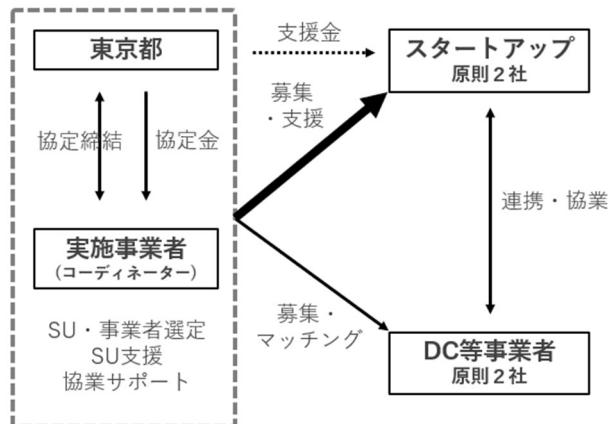
#### ＜令和8年度＞

- ・ スタートアップの公募・選定及びDC等事業者の公募・選定
- ・ スタートアップとDC等事業者のマッチング、協業の実施（設計、設置、実証等）
- ・ 中間成果報告

#### ＜参考：令和9年度＞

- ・ 協業の実施（実証、維持管理、設備拡充等）
- ・ 最終成果報告

※ スタートアップとDC等事業者の協業実施期間は令和10年3月31日までとなります。



本事業の実施に必要な令和8年度の経費は、東京都議会の議決を必要とします。令和8年度の東京都歳入歳出予算に本事業が計上されない場合、その時点で本事業が終了となる場合があります。

なお、その場合であっても、都からの補償等は行いませんのであらかじめ御了承ください。

#### (4) 実施事業者の役割

実施事業者は、自らのノウハウやネットワークを活用し、次に掲げる事項を行うものとします。円滑な事業実施に向けて「実施計画書」を作成し、都に提出の上、適切な進捗管理をしてください。

##### ① スタートアップの公募・選定

排熱をはじめとした未利用熱の活用に関する新たなアイデアや技術を有するスタートアップを、原則2社、公募・選定してください。

選定方針については、スタートアップが具備すべき要件を「スタートアップ選定の適格要件」として定めた上で、「【別表1】スタートアップ選定の留意点」を踏まえ、総合的に妥当性を審査してください。審査に当たっては、都と事前協議の上、実施事業者が審査基準を策定してください。また、第三者を含めた審査委員会を設立するなど審査体制を整備してください。応募時に、次に掲げる項目を参照し、スタートアップの選定方針案を提示してください。

なお、実施事業者とスタートアップが「スタートアップ選定の留意点」の①から④に該当する関係にあり、事業遂行のためスタートアップと資本提携を締結する場合又は事業遂行の過程において資金提供を想定する場合には、「スタートアップ選定の適格要件」の追加説明を求める可能性があります。

また、「スタートアップ選定の留意点」の趣旨は、本事業の公平性の確保の観点からグループ企業等の特定の企業群の利益を専ら図ろうとするとの未然防止にあり、出資を妨げる又は禁止するものではありません。

### 【スタートアップ選定の適格要件】

- ・ 東京都内で事業を展開していること又は事業展開を予定していること。
- ・ 創業（第二創業を含む。）後、おおむね 10 年以内であること。
- ・ 応募時点で株式市場に未上場であること。
- ・ 既に売上計上しているプロダクト・サービス（未利用熱のプロダクト・サービスでなくても良い。）を有していること。
- ・ プロジェクトの実施能力を有し、財務状況が健全であり、事業期間内に本事業を遂行できる見込みがあること。
- ・ 同一事業期間内に、本事業に対する国又は他の地方自治体からの同一の委託や助成を受けていないこと。
- ・ 都からの指名停止措置を講じられていないこと。
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ・ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- ・ 法令等又は公序良俗に反していないこと又は反するおそれがないこと。
- ・ 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。
- ・ 円滑かつ効果的な事業遂行のために、十分な推進体制が確保できること。
- ・ 実施事業者や事業者等の関係者との緊密な連絡体制を確保できること。
- ・ 事業に関する打合せ、定期的な進捗報告、成果報告会への出席等に取り組むこと。
- ・ 本事業の写真・動画を広報に利用することに同意すること（ただし、財産権を伴う技術情報など、公表に適さないものを除く。）。

### ② DC 等事業者の公募・選定

事業者を原則 2 社、公募・選定してください。

選定方針については、DC 等事業者が具備すべき要件を「企業選定の適格要件」として定めた上で、総合的に妥当性を審査してください。審査に当たっては、都と事前協議の上、実施事業者が審査基準を定めてください。また、第三者を含めた審査委員会を設立するなど審査体制を整備してください。応募時には、次に掲げる項目を参照の上、DC 等事業者の選定方針案を提示してください。選定に当たっては、①のスタートアップとマッチングし、円滑に協業が実施できるよう工夫をしてください。

### 【DC 等事業者選定の適格要件】

- ・ 原則、都内に所在するデータセンターを運営する事業者等であること。
- ・ プロジェクト実施段階において、排熱をはじめとした未利用熱の活用に関し、スタートアップと積極的に連携し、社会実装に向けた協業を行うこと。

- ・ 本事業の趣旨を理解し、意欲的かつ継続的に取り組む姿勢を示していること。

③ プロジェクトの組成・運営、伴走型支援

実施事業者は、スタートアップと DC 等事業者が円滑かつ有意義なプロジェクトを創出できるよう、調整役としてのサポート及び技術面でのサポートを行ってください。

なお、具体的な支援は事業者採択以降、事業者や都と協議の上決定する。

【調整役としてのサポート】

スタートアップが有する技術を効果的に活用するための議論、新サービスの検討、試行方法の検討など、プロジェクトが円滑に実施できるよう調整役としてサポートしてください。具体的には、都とスタートアップ等の協定締結、事業者の社内調整などの支援に加え、事業化に向けて資金調達に繋がる VC・投資家や、販路開拓に繋がるパートナーの紹介などを行ってください。

【技術面でのサポート】

実施事業者が有するスタートアップの事業開発に関するリソース、ノウハウ及びネットワークを生かした助言により、プロジェクトをサポートしてください。具体的には、スタートアップの技術評価・アドバイス、実証計画の策定、設備等の設置に係る関連法令の確認、事業化に向けたビジネスモデルの構築などを支援してください。

④ 広報、成果の発信

都民や事業者向けに、協業の成果などを報告する中間報告会を開催してください。

実施事業者が持つ SNS や HP などのオウンドメディア等を活用して、事業の概要、協業の成果、スタートアップの成長に資する内容等の広報・情報発信を行ってください。

なお、発信内容については、発信前に、都に確認を行ってください。

⑤ 進捗状況、事業報告及び KPI 達成状況等の報告

事業計画に基づく進捗状況について、月 1 回程度の頻度で、都に対して報告を行ってください。

また、事業終了後に、事業全体の実施報告及び各 KPI の達成状況について、都に提出してください。その際、KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料を併せて提出してください。

### 3. 募集内容

#### (1) 募集対象（応募要件）

実施事業者は、次に掲げる全ての事項を満たす企業であることとします。

① 自身の有するリソース、ノウハウ及びネットワークを生かし、スタートアップが

DC 等事業者と協働して課題解決に臨むプロジェクトを組成することを支援するとともに、未利用熱に関する新たな技術の実証を社会実装に繋げていくために必要な支援を行う事業推進力を有すること。

- ② スタートアップに対する効果的な支援を行うために必要な他主体とのネットワークを有すること。
- ③ スタートアップと DC 等事業者との協働に関して知見と経験、理解力、調整力を有すること。
- ④ スタートアップや DC 等事業者の志向・タイプに応じた支援を行うことができるのこと。
- ⑤ スタートアップの支援に関する豊富な実績を有していること。
- ⑥ 本事業やスタートアップのプロジェクトの成果発信・認知度向上に資する発信力を有すること。
- ⑦ 複数のスタートアップをまとめ、事業計画策定や進捗管理を行うとともに、都との連絡調整を円滑に行うマネジメント力を有すること。
- ⑧ 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。
- ⑨ 都からの指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑪ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑫ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関係がないこと。
- ⑬ 法令等又は公序良俗に反していないこと又は反するおそれがないこと。

## （2）スケジュール

本事業は次のスケジュールでの実施を予定しています。

項目	スケジュール
質問の受付	令和 8 年 2 月 19 日（木曜日）から同年 3 月 4 日（水曜日）まで
質問への回答	令和 8 年 3 月 9 日（月曜日）
応募受付期間 (提案書提出)	令和 8 年 2 月 19 日（木曜日）から同年 3 月 13 日（金曜日）正午まで
審査委員会	令和 8 年 3 月下旬
結果通知	令和 8 年 3 月下旬

## （3）応募方法、質問方法

- ・ 本事業への質問は 3 (2) 質問の受付期間に都宛てに電子メールにて送付してください。

※ 質問票は、都ホームページからダウンロードできます。

( [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/renewable\\_energy/unused-heat/su](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/renewable_energy/unused-heat/su) )

- ・ 本事業への参加を希望する事業者は、3(2)の応募受付期間に、3(4)提出書類を次の提出先に電子メールにて送付してください。

提出先：東京都環境局 気候変動対策部 計画課

メールアドレス：S0213301@section.metro.tokyo.jp

#### (4) 提出書類

提出書類は、次のとおりです。

	項目	分類	提出形式
1	企画書（注1）	必須	PDF
2	応募フォーム（注2）	必須	Excel
3	様式1 KPI 設定説明書（注2）	必須	Excel
4	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の類（写）	必須	PDF
5	直近2期の財務諸表（B/S、P/L、CF 計算書） ※ 税務署に提出した決算報告書一式	必須 (注3)	PDF
6	スタートアップへの支援・連携実績	必須	PDF

※ 複数事業者の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ず添付してください。

※ 審査に必要な情報等を確認するため、追加の情報提供を求める場合があります。

注1：企画書の作成に当たっては、次の点を注意してください。

- ・ 企画書はプレゼンテーション審査にて使用しますので、企業名を記載しないでください。
- ・ 様式は自由とし、表紙を含め30ページ（横）以内、PDF形式で5MB以内を目安に作成してください。（補足資料等の提出は可能ですが、プレゼンテーションで使用する内容は企画書本体に記載してください。）
- ・ 企画書本体には、4(2)審査項目の1から8までについての提案を各1ページ以上（計8ページ以上）図表なども入れて記載してください。

また、当該ページが4(2)のどの審査項目に該当するか分かるように、スライド右肩に審査項目番号を記載してください。

- ・ 動画やアニメーションは使用しないでください。
- ・ 使用言語は日本語とし、ページ番号を記載してください。

注2：応募フォーム及びKPI設定説明書は、東京都ホームページからダウンロードできます。

( [https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/renewable\\_energy/unused-heat/su](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/renewable_energy/unused-heat/su) )

注3：東京都の入札参加資格を有する事業者は不要です。

## 4. 審査方法

### (1) 審査会

実施事業者は、提出書類による事前審査及び審査会におけるプレゼンテーション審査の結果に基づき決定します。

- ・ 審査会は、令和8年3月下旬を予定しています。
- ・ 審査会では、企画書に基づきプレゼンテーションを行っていただきます。
- ・ 審査会には、提出書類による事前審査に合格した応募者のみが参加できます。審査会への参加可否、実施場所及び日時については、別途連絡します。

### (2) 審査項目

審査会では、次の観点に基づく評価を行います。審査会は企業名を伏して行います。

項目	内容
1 本事業目的への適合性	<ul style="list-style-type: none"><li>・企画の全体象が示されているか</li><li>・本事業を通して達成した目標が示されているか</li><li>・本事業の目的を理解した事業案になっているか</li><li>・未利用熱活用の課題を解決するための企画となっているか</li><li>・公的支援を受けるに相応しい本事業目的の実現に資する事業内容であるか</li></ul>
2 実施計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクトの推進にあたり具体的なスケジュールが計画されているか</li><li>・実現可能性の高いスケジュールが計画されているか</li><li>・都からの協定金以上の成果を創出できる計画となっているか</li></ul>
3 実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・スタートアップを支援するにあたり十分な推進体制を構築しているか</li><li>・スタートアップを支援するにあたり必要な知見を提供できるよう十分な体制を自社又は連携する事業者等により構築しているか</li><li>・その他プロジェクトの推進に必要な体制が構築されているか</li></ul>
4 事業推進力	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業者の選定方針案が事業推進及び公共事業の趣旨にのっとり適当なものか</li><li>・スタートアップの選定方針案が事業推進及び公共事業の趣旨にのっとり適当なものか</li></ul>
5 管理・調整力	<ul style="list-style-type: none"><li>・プロジェクトを円滑に進める調整力・マネジメント力</li></ul>

		を有しているか ・スタートアップの事業開発に係る技術的な支援が想定されているか ・新サービス創出に向け、効果的な伴走支援のための工夫が考えられているか
6	発信力	・本事業の認知度向上に向けたプランディングやP Rなどの実行が可能か ・効果的な情報発信のためのターゲットや手法・媒体の知識・ノウハウ等を有しているか
7	KPI設定の妥当性	・各KPI項目の目標値・協定金見積額の設定理由、背景等の妥当性 ・実施計画と事業の目標値に大きな乖離がないか
8	実績	・スタートアップの伴走支援の実績が十分にあるか ・事業趣旨に従い、スタートアップを誘引可能か

### （3）留意事項

- ① 次のいずれかに該当する場合は、審査対象外となります。
  - ・応募内容に不備がある場合
  - ・応募に際し虚偽の情報を記載した場合又はその他運営事務局に対して虚偽の申告を行った場合
  - ・募集要項が定める事項を満たさない場合
  - ・その他、都が不適切と判断する場合
- ② 応募に当たり提供いただく個人情報を含む応募情報は、都及び審査会委員において、本事業に必要な範囲で利用、共有されます。
 

また、応募情報を事前の承認なく、都及び審査会委員以外の第三者に提供することはありません。
- ③ 審査経過及び審査結果に関する問合せには応じません。
- ④ 本事業への参加が不適切であると都が判断した場合には、途中で辞退いただく場合があります。
- ⑤ 事業の実施は、本事業の募集要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守してください。
- ⑥ 本事業の審査会への参加費用は無料です。交通費・通信費等は参加者の自己負担となります。
- ⑦ 本事業に関して、都は、支援を受けるスタートアップの事業等について、一切の保証を行うものではありません。

## 5. 協定締結（協定金の支払い）

実施事業者は、都と本事業の実施に係る協定を締結していただきます。協定案は別紙1のとおりですが、公募により選定された事業者と協議の上で決定します。

### ① 協定金の支払い

都は、実施事業者が協定に基づき行った取組について、KPIの達成状況及び事業全体の成果を評価し、協定金として協定金見積額（以下「基準額」という。）及び成果報酬額の支払いを行います。

※ 別途、都からスタートアップへ上限2,000万円/社×原則2社を支払います。

#### ア 基準額

応募時に都及び実施事業者が設定するKPI項目（※）ごとの経費となります。この経費は、KPI項目を達成するために必要な費用を考慮し、設定します。KPI項目ごとの達成状況等に応じ、支払額が変動します。

なお、基準額の上限は、6,800万円とします。

#### ※ KPI項目設定方法及び評価方法について

設定にあたり、定量的かつ検証可能な指標を提案してください。

また、KPIの達成状況及び事業全体の成果の報告は事業終了後を予定し、それに基づき評価を行います。詳細については、別紙2「スタートアップによる未利用熱活用促進事業実施事業者への協定金支払いに係る評価方法及びKPIの説明」を参照してください。

#### イ 成果報酬額

KPI評価委員会による事業全体の評価に応じ、上記基準額に上乗せして支払われる金額です。

なお、成果報酬額の上限は、1,200万円とします。

### ② 支払時期

原則として、事業終了後（令和9年3月31日以降）、都による審査を経て一括払いで支払います。

協定事業の実施に必要な令和8年度経費は、東京都議会の議決を必要とします。令和8年度の東京都歳入歳出予算に本事業が計上されない場合、その時点で本事業が終了となる場合があります。

なお、その場合であっても都からの補償等は行いませんので、あらかじめ御了承ください。

## 6. 問合せ先・応募書類提出先

東京都環境局 気候変動対策部 計画課

メールアドレス：S0213301@section.metro.tokyo.jp

【別表1】 スタートアップ選定の留意点

項目	概要
①資本関係	<p>選定するスタートアップが実施事業者と次のいずれかに該当する資本関係にある。</p> <p>ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する規定する子会社等）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等）の関係にある場合  イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
②人的関係	<p>選定するスタートアップが実施事業者と次のいずれかに該当する人的関係にある。</p> <p>ア) 一方の会社等の役員が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合  イ) 一方の会社等が、他方の会社等の管財人（民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人）を現に兼ねている場合  ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
③当該スタートアップへの出資比率が50%を超えている。	
④実施事業者と支配従属関係にある。	